

浅口市公告第3号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

浅口市長 栗山 康彦

記

令和7年度浅口市青少年海外派遣事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、本市が実施する「令和7年度浅口市青少年海外派遣事業」に関し、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 事業名 令和7年度浅口市青少年海外派遣事業
- (2) 業務内容 別添1「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 協定書締結の日から令和7年9月30日まで
- (4) 見積限度額 生徒 1人あたり 327,450円
引率者1人あたり 460,750円

（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

※見積をする際は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※生徒及び引率者の1人あたりの金額をそれぞれ提示すること。

※提案は、見積限度額を超えないものとし、超えた場合は失格とする。

- (5) 派遣事業に係る経費の取扱い

受注者は、派遣事業に係る経費（旅行代金等）を生徒の保護者及び引率者から徴収する。

- (6) 発注者

浅口市

3 受注者の選定方法

本要領に記載する企画提案書等の提出を求め、最適な事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

4 参加資格

本業務のプロポーザル参加資格（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす

ものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 19 年浅口市告示第 65 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成 18 年浅口市告示第 101 号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和 7 年度浅口市競争入札(見積)参加資格を有していること。
- (7) 令和 4 年度以降、本業務と同種又は類似する業務について、国や自治体における実績があること。この場合、本社、支店、営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

5 事業スケジュール、事務手順

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 4 月 1 日(火) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 7 年 4 月 11 日(金) 午後 5 時 |
| (3) 質問書への回答期限 | 令和 7 年 4 月 17 日(木) 午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 4 月 24 日(木) 午後 5 時 |
| (5) 参加辞退届の提出期限 | 令和 7 年 4 月 28 日(月) 午後 5 時 |
| (6) 審査会の実施 | 令和 7 年 4 月 30 日(水) 予定 |
| (7) 審査結果通知・協定書締結 | 令和 7 年 5 月上旬 |

6 提出先・問合せ先

所在地：〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-2

課 名：浅口市教育委員会事務局ひとづくり推進課

TEL：0865-44-7001

FAX：0865-44-7602

E-mail：hitodukurisuishin@city.asakuchi.okayama.jp

7 質問書受付及び回答

本要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課が判断する事項についての質問は、一切受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書(様式第 1 号)
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 11 日(金) 午後 5 時
- (3) 提出先 「6 提出先・問合せ先」

- (4) 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールによる
- (5) 回答方法 令和7年4月17日(木)午後5時までに当市ホームページに掲載する。
- (6) その他 質問書への回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。
質問書への回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)
 イ 企画提案書(任意様式)
 ウ 関連類似業務の実績表(様式第3号)
 エ 業務実施体制(様式第4号)
 オ 会社概要書(様式第5号)
 カ 見積書(「見積項目参考例」を元に任意様式)
- (2) 提出期限 令和7年4月24日(木)午後5時
- (3) 提出場所 「6 提出先・問合せ先」に同じ
- (4) 提出方法 持参(月曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。)

(5) 内 容

用紙サイズはA4サイズとする。

提案内容は仕様書を踏まえ、次の事項を含むものとする。

- ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)
- イ 企画提案書(任意様式)
仕様書に基づく行程表及び海外派遣の一切に係る内容が詳細にわかるもので、15頁以内とする。訪問施設の概要や交流事業の内容、その他独自提案を含むものとする。
- ウ 関連類似業務の実績表(様式第3号)
令和4年度以降の青少年対象の海外語学研修や海外派遣事業について、国や自治体、学校における実績を記載すること。(複数ある場合は5件までとする。)
- エ 業務実施体制(様式第4号)
業務従事予定の責任者、実務担当者などの人数構成に加え、現地のサポート体制や緊急時対応の体制について記載すること。
- オ 会社概要書(様式第5号)
必要に応じて会社パンフレットなどを添付すること。
- カ 見積書
「見積項目参考例」を元に任意様式で作成すること。積算内訳が具体的にわかり、税込みで記載されていること。
見積金額は「2 業務の概要(4) 見積限度額」に規定する額を上回らないこと。

(6) 提出部数

提出種類ごとにインデックスを付け、簡易製本し、正本1部、副本4部(正本の写し)を提出すること。

(7) その他

提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

9 受注候補者の選定

(1) 審査方法

審査会において、参加事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションにより審査・評価し、受注候補者を選定する。なお、プレゼンテーションは、オンライン形式の実施を可とする。この場合、オンライン会議用のURLの発行は参加事業者が行うものとする。

<対面の場合>

ア 実施日・場所

令和7年4月30日（水）（予定）

浅口市中央公民館（岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-2）

イ プレゼンテーションの方法

提出した企画提案書等に基づきパワーポイント等を活用して説明を行うものとする。なお、企画提案書等がない提案を新たに盛り込み説明することはできない。

また、大型モニター及び接続ケーブル（HDMI）は市が用意するが、パソコンは参加事業者の持ち込みとする。

ウ 時間

プレゼンテーションの時間は準備5分、説明15分、質疑応答10分、片付け5分、合計35分以内とする。

エ その他

出席者は3名以内とする。

公平性を確保するため、プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

<オンラインの場合>

対面の場合に準じて実施。

(2) 選定方法

ア 参加事業者の提出書類及びプレゼンテーションについては、市職員で構成する審査会において（4）評価基準に基づき審査し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち最も高い得点を獲得した者を当該業務の受注候補者として選定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合、審査員による採決により順位を決定する。

ウ 参加事業者が1社の場合であっても、審査会を開催し、審査の結果、提案の内容が仕様書を満たしており、かつ点数の合計が満点の5割以上であれば有効とするものとし、その者を受注候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果について、審査終了後すべての参加事業者に文書で通知する。

イ 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 評価基準

提案は、次の評価基準に基づき評価する。

評価基準	審査の視点	配点					係数
		優秀	優良	普通	やや劣	劣	
①業務実績 (10)	本業務の参考となる業務実績と専門性を十分有しているか。	5点	4点	3点	2点	1点	×2
②実施体制 (15)	本業務を的確かつ安全に遂行するための人員体制や現地のサポート体制・緊急時対応体制が整っているか。	5点	4点	3点	2点	1点	×3
③企画提案内容 (45)	事業の趣旨に合致した行程で、教育的価値の高いものとなっているか。	5点	4点	3点	2点	1点	×2
	ホームステイのほかに、現地の人との交流が組み込まれているか。	5点	4点	3点	2点	1点	×2
	現地の歴史文化を学べる内容が組み込まれているか。	5点	4点	3点	2点	1点	×2
	価格が提案内容に対して妥当なものであるか。※	5点	4点	3点			×3
計 70点							

※ 価格に係る審査の基準

派遣人員17名（中学生15名、引率2名）に係る合計金額の上限に対して見積額が、
80%未満の場合を「優秀」、
80%以上90%未満の場合を「優良」、
90%以上100%以下の場合を「普通」とする。

10 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書を提出されたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (3) 「2 業務の概要(4) 見積限度額」に示す金額を超えているとき。
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかったとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと浅口市が認めるとき。

11 協定書の締結

- (1) 審査により選定された受注候補者と協定書締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、受注候補者の選定を目的に実施するものであり、協定書締結後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。協定書締結時におい

て、受注候補者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

- (3) 受注候補者が本事業の受注を辞退した場合など、協定書の締結ができない場合は、次点候補者と交渉の上、協定書の締結を行うものとする。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに関して生じた費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (3) 参加申込書を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに参加辞退届(様式第6号)を提出すること。(FAXもしくは電子メールによる)